

愛顔の縁結びプロジェクト推進事業企画運営業務委託に係る 企画提案募集実施要領

この要領は、「愛顔の縁結びプロジェクト推進事業企画運営業務」を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

未婚男女を対象とした県や国の調査では、若い世代の8割以上が「結婚の意向を持っている」一方、独身でいる理由として「適当な相手とめぐり合わないから」の回答が最多となっている。また、出会いを求めている未婚者のうち、3割以上がコロナ禍前と比べ「新たな出会いが減少した」と回答している。

更に、県職員や民間企業の若手職員による政策アイデアの検討会において、結婚に意欲のある若年層が結婚に踏み切れない要因として、出会いに慎重になりすぎていることや、婚活をしていることを同僚や友人に知られたくないと思っていることなどが挙げられた。

こうした状況を踏まえ、潜在的な結婚の希望がある人に寄り添った婚活支援として、県内企業等との連携により、若手の独身社員等を対象に、リスキリングやビジネススキル向上、自己啓発等につながる「大人の学び場」や、「体験型マッチングイベント」を提供することで、継続的な学びの機会や連携意識醸成の場における異性との自然な出会いを通じた参加者間のマッチングや質の高い人脈形成による交流関係の拡大を図ることを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 愛顔の縁結びプロジェクト推進事業企画運営業務
①大人の学び場交流事業 ②体験型マッチングイベント開催事業
- (2) 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年2月28日（金）まで
- (4) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 提案限度額 18,491,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、提案限度額を超える提案については、無効とする。
事業（大人の学び場交流事業・体験型マッチングイベント開催事業）毎の提案限度額は設定しない。ただし、両事業において、それぞれ計600人以上が参加する事業を提案すること。
- (6) 委託料の支払い
委託料の支払いは、契約時に愛媛県と受託者が協議の上、決定する。

3 参加資格

本実施要領の公示日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 法人格を有している者又は法人格を有している者の複数の連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

- (2) 愛媛県内に本社、支社、営業所等の活動の拠点を有すること。
- (3) 愛媛県知事の審査を受け、令和5～7年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。又は参加申込書の提出まで（令和6年5月29日（水）17時まで）に登録が予定されていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っている者でないこと。
- (7) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (10) プライバシーマーク、I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はこれらと同等の個人情報保護に関する体制が整備されていると認められること。
- (11) 過去3年間に国や地方自治体等が発注する類似・関連事業の委託実績を有していること。
- (12) コンソーシアムでの応募の場合、代表者は上記（1）から（11）に定める全て要件を満たし、構成員は上記（3）から（11）に定める要件を満たしていること。
 - ・コンソーシアムの適切な名称を設定すること。
 - ・参加事業者の中から代表事業者を定めること。なお、参加表明書の提出後に代表事業者を変更し、又は参加事業者の全部若しくは一部を変更すること（特定の参加事業者を除外し、又は新たな参加事業者を追加する場合を含む。）は原則として認めない。
 - ・ほかの単独又はコンソーシアムで参加する事業者を参加事業者に含まないこと。

4 スケジュール

| 項目 | 日程 |
|-----------------|----------------|
| 公募・質問受付開始 | 令和6年5月16日（木）から |
| 参加申込書・質問受付期限 | 令和6年5月29日（水）まで |
| 企画提案書提出期限 | 令和6年6月17日（月）必着 |
| 書類審査（一次審査）結果の通知 | 令和6年6月24日（月） |
| プレゼンテーション審査 | 令和6年6月下旬 |

5 募集要領等の配布

- (1) 配布期間 令和6年5月16日(木)から令和6年5月29日(水)まで
- (2) 配布場所 愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局
子育て支援課少子化対策・男女参画室 企画グループ
 - ・住所 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
(県庁第一別館 5階)
 - ・電話番号 089-912-2413
- (3) 配布方法
 - ・配布場所で直接受け取る。(9時~17時(土日、祝日を除く。))
 - ・愛媛県ホームページからダウンロードする。

6 評価基準

愛顔の縁結びプロジェクト推進事業企画運營業務委託に関する企画提案書審査基準(別紙2)のとおり

7 選定方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。
- (2) 愛媛県が別に定める審査員により審査を行う。

企画提案書審査基準(別紙2)に基づき、企画提案書等により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の最も優れた企画を提案した者を委託候補者として選定する。

 - ① 一次審査(書類審査)について

応募者多数(6者以上)の場合は選定審査会による書類審査を行い、上位5事業者を選定する。選定結果及び第二次審査の日時・場所については、令和6年6月24日(月)正午までに連絡を行う。
(5者以下の場合は、全応募者にプレゼンテーション審査を実施します。)
 - ② 二次審査(プレゼンテーション審査)について
 - ・一次審査を通過した上位5事業者に対して、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を実施する。なお、二次審査は、6月下旬に松山市内で実施する。
 - ・プレゼンテーション(1応募者あたり)の配分時間の目安は以下のとおりとする。
 - ①準備・・・5分
 - ②説明・・・15分
 - ③質疑応答・・・15分程度
 - ④注意事項
 - ・説明は提出期限までに提出した企画提案書により行うものとし、プレゼンテーションでの新たな資料提出や配布は認めない。
 - ・各参加者の開始時間は、後日通知する。

- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり3名までとする。
 - ・プロジェクター及びスクリーン、パソコンは県で用意する。他に必要な機材は、提案者が用意するとともに、事前に県（少子化対策・男女参画室）まで連絡すること。
 - ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できない。
 - ・指定時間に10分以上遅れた場合は、審査対象としない。
 - ・指定時間に遅刻（10分未満）した参加者のプレゼンテーションの所要時間の延長は認めない。
 - ・審査に当たり、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがある。
 - ア 期間 プロポーザル選定審査会の前日まで
 - イ 方法 参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。
- (3) 最も優れた提案として評価した上位1者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次点の提案として評価した者から順に交渉を行う。
- (4) 審査の結果、1位とした審査員数の多かった者を優先交渉権者とする。ただし、1位とした審査員数が同数である場合は、各審査員の合計点を合計した点数が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (5) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた区分において各審査員の評価点の平均が最低水準点以上を満たすとともに、各審査員の合計点の平均が6割以上であれば特定する。
- なお、各審査員の合計点の平均が6割以上を満たすものがない場合は、再度公募する。
- (6) 審査結果の通知及び公表
- 委託候補者決定後、速やかに各提案者に文書にて通知するとともに、愛媛県ホームページに以下の項目を公表する。
- ② 委託候補者の名称及び評価点
 - ③ 委託候補者の選定理由

8 審査員の構成

審査員5名で構成し、うち1名以上は外部の学識経験者等とする。

9 募集要領に関する質問・回答・公表

企画提案の募集にあたり、質問事項がある場合は、質問書（様式2、コンソーシアムの場合はC様式3）を提出すること。電話・FAX等による質問は受け付けないものとする。

また、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けないものとする。

(1) 受付期限 令和6年5月29日（水）17時まで

(2) 質問の提出方法

メールのタイトルを「愛顔の縁結びプロジェクト推進事業企画運營業務プロ

ポーザル質問書（業者名）」としたうえで、次のメールアドレスへ提出すること。

E-mail : shoushikadanjo@pref. ehime. lg. jp

※メールで送信した旨、当室まで電話連絡（089-912-2413）をお願いします
ます

(3) 回答

質問に対する回答は、令和6年6月3日（月）までに、参加申込書の提出があったすべての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

10 参加申込書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおりプロポーザル参加申込書（様式1、コンソーシアムの場合はC様式1及び2）を提出すること。

(1) 提出期限 令和6年5月29日（水）まで

（持参する場合の受付時間：平日の9時から17時まで）

(2) 提出場所 愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局

子育て支援課 少子化対策・男女参画室 企画グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2（県庁第1別館5階）

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留必着）により上記の提出期限までに提出すること。別紙「参加申込書」（様式1、コンソーシアムの場合はC様式1及び2）に記載のとおり代表者印を省略の上、電子メールによる提出も可。メールによる提出の場合は、メール送信した旨、当室まで電話連絡（089-912-2413）をお願いします。

(4) その他

応募表明後、辞退する場合は企画提案辞退届（様式3、コンソーシアムの場合はC様式4）を提出すること。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和6年6月17日（月）17時まで（必着）

(2) 提出書類 単独事業者の場合…下記12-1 提出書類の4～8を提出すること
コンソーシアムの場合…下記12-2 提出書類のC6～C10を提出すること

(3) 提出部数 各7部（正本1部・副本6部）

(4) 提出場所 愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局

子育て支援課 少子化対策・男女参画室 企画グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2（県庁第1別館5階）

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留必着）により上記の提出期限必着にて提出すること。

※持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く）

12-1 提出書類（単独事業者の場合）

「10 参加申込書の提出」、「11 企画提案書等の提出」の要領に従って、次の書類を提出すること。

| 書類番号 | 提出書類名 | 提出上の注意 |
|------|--------------|--|
| 1 | 参加申込書（様式1） | 印鑑は代表者印を押印すること。 |
| 2 | 質問書（様式2） | メールで提出すること。（メールで送信した旨、当室まで電話連絡をお願いします） |
| 3 | 辞退届（様式3） | 印鑑は代表者印を押印すること。 |
| 4 | 企画提案提出書（様式4） | 印鑑は代表者印を押印すること。 |
| 5 | 企画提案書（参考様式1） | <ul style="list-style-type: none"> 表紙に「愛顔の縁結びプロジェクト推進事業 企画運營業務委託」と記載し、社名等を記入すること。 <u>企画提案書審査基準（別紙2）の評価事項に沿って企画提案書を作成すること。</u> ただし、成果達成のために取り組む指示業務以外の付加価値を伴う業務について、新たな提案を行うことは妨げない。なお、その場合の提案は必ず参考見積書に提示された金額の範囲内で行うものとし、それ以外の提案は受け付けない。 愛媛県と受託事業者との役割分担を明確にすること。 枚数は自由とするが、簡潔・明瞭に記載し、ページ番号を付すこと。 A4サイズ冊子（A3混じりも可）・カラーとすること。 |
| 6 | 会社概要（参考様式2） | 会社概要には、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容、 <u>類似業務実績等</u> を記入すること。 |
| 7 | 業務執行体制 | |
| 8 | 見積書（参考様式3） | <ul style="list-style-type: none"> 見積書の金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。 <u>見積額は、提案する企画内容の実施に係る一切の経費とし、内訳をできるだけ具体的かつ詳細に記載すること。</u> <u>見積額は、「2 提案限度額」に定める額以内</u>となるよう計上すること。 |

12-2 提出書類（コンソーシアムの場合）

「10 参加申込書の提出」、「11 企画提案書等の提出」の要領に従って、次の書類を提出すること。

| 書類番号 | 提出書類名 | 提出上の注意 |
|------|---------------------|---|
| C 1 | 参加申込書（C様式1） | <ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムの代表事業者が記載・申請すること。 ・印鑑は代表者印を押印すること。 |
| C 2 | コンソーシアム参加事業者表（C様式2） | <ul style="list-style-type: none"> ・すべての参加事業者の代表者印を押印すること。なお、コンソーシアムを構成する各メンバーを「参加事業者」と定義し、また、その中の代表者を「代表事業者」、そして代表事業者以外の事業者を「構成事業者」と定義する。 |
| C 3 | コンソーシアム協定書の写し | <ul style="list-style-type: none"> ・代表事業者及び必要事項を定めたコンソーシアム協定書を締結し、その写しを提出すること。 |
| C 4 | 質問書（C様式3） | メールで提出すること。（メールで送信した旨、当室まで電話連絡をお願いします） |
| C 5 | 辞退届（C様式4） | 印鑑は代表者印を押印すること。 |
| C 6 | 企画提案提出書（C様式5） | 印鑑は代表者印を押印すること。 |
| C 7 | 企画提案書（参考様式1） | <ul style="list-style-type: none"> ・代表事業者が提出すること。 ・表紙に「愛媛の縁結びプロジェクト推進事業企画運營業務」と記載し、社名等を記入すること。 ・<u>企画提案書審査基準（別紙2）の評価事項に沿って企画提案書を作成すること。</u> ・ただし、成果達成のために取り組む指示業務以外の付加価値を伴う業務について、新たな提案を行うことは妨げない。なお、その場合の提案は必ず参考見積書に提示された金額の範囲内で行うものとし、それ以外の提案は受け付けない。 ・愛媛県と受託事業者との役割分担を明確にすること。 ・枚数は自由とするが、簡潔・明瞭に記載し、ページ番号を付すこと。 ・A4サイズ冊子（A3混じりも可）・カラーとすること。 |
| C 8 | 会社概要（参考様式2） | <ul style="list-style-type: none"> ・すべての参加事業者が提出すること。 ・会社概要には、設立年月日、資本金、年間売 |

| | | |
|------|-------------|--|
| | | 上高、従業員数、主な業務内容、 <u>類似業務実績</u> 等を記入すること。 |
| C 9 | 業務執行体制 | |
| C 10 | 見積書（参考様式 3） | <ul style="list-style-type: none"> ・見積書の金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。 ・<u>見積額は、提案する企画内容の実施に係る一切の経費とし、内訳をできるだけ具体的かつ詳細に記載</u>すること。 ・<u>見積額は、「2 提案限度額」に定める額以内</u>となるよう計上すること。 |

13 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定審査会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定審査会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なく提案書等の内容に関する質疑に応じなかった場合
- (6) 最低水準点を設けた項目において、各審査員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (7) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

14 契約

(1) 契約の締結

選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等に一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

(3) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を再委託することができるものとする。

(4) 守秘義務

業務委託を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 知的財産権の取扱い

事業の実施により生じた著作権等の知的財産権は、原則として県に帰属するものとする。

15 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不審な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

16 個人情報取扱い

- 本事業を実施する者には、本事業の実施に関し保有する個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条及び第 67 条の規定を遵守すること。
- 上記掲載法令のほか業務を遂行する上で関連する法令がある場合には、それらを遵守すること。

17 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定審査会からの要請のあったものについてはこの限りではない。
- (4) 採用された提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (7) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については愛媛県が定める。

18 問い合わせ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4 - 4 - 2
愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局

子育て支援課 少子化対策・男女参画室 企画グループ

TEL : 089-912-2413

FAX : 089-912-2409

E-mail : shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp

【トピックス・参考文献】

- ① 結婚意思のある未婚者が独身でいる理由は、25～34歳では、「適当な相手にまだめぐり合わないから」の選択率が最も高く、男性の43.3%、女性の48.1%がこれに挙げている。
- ② いずれ結婚するつもりと回答した人のうち、25歳以上の過半数は「理想的な相手が見つければ『一年以内に』結婚してもよい」と考えている。
- ③ 交際している異性の恋人または婚約者がいる未婚者に、その相手と知り合ったきっかけをたずねると、男女とも「学校で」が最多。コロナ禍を含む2021年までの結婚では「職場や仕事で」知り合う結婚が減少する一方で、新婚夫婦の13.6%がSNS、アプリ等を用いた「ネット」で知り合う。

※①～③2021年出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）

https://www.ipss.go.jp/site-ad/index_japanese/shussho-index.html

- ④ 職場などの自分の身の回りに同世代の未婚異性はいるか。
たくさんいる36.4%、わずかにいる30.6%、いない33.0%
- ⑤ 「交際相手（恋人）がいない」と回答した人に、交際相手（恋人）を見つけるために行動しているかを聞いたところ、「行動していない」が78.5%となった。
- ⑥ 「交際相手（恋人）を見つけるための行動をしていない」と回答した人に、その理由を聞いたところ、「自由でいたいから33.6%」、「交際に興味がないから21.9%」、「どのような行動を取れば相手が見つかるかがわからないから21.6%」となった。

※④～⑥2023年3月人口減少の要因分析と対策に向けた調査研究

（愛媛県・一般財団法人地方自治研究機構）

http://www.rilg.or.jp/htdocs/uploads/protect/R4_chousa/R4_04.pdf

- ⑦ 愛媛県「みんなの愛顔づくりプロジェクト」
検討テーマ「“県庁” × “いよぎん” 若手職員&行員のリアルな目線で考える人口減少対策」

<https://www.pref.ehime.jp/page/4509.html>